

特定信書便事業の3種類の役務

下記のいずれかに該当する信書便の役務（特定信書便役務）のみを提供する事業をいいます。

1 大型信書便役務（1号役務）

長さ、幅及び厚さの合計が73cmを超え、又は重量が4kgを超える信書便物を送達



2 3時間役務（2号役務）

信書便物が差し出された時から3時間以内に当該信書便物を送達



3 高付加価値役務（3号役務）

その料金の額が800円を超える信書便物を送達



※ 引受地及び配達地のいずれもが国内にある信書便の役務の料金の額は800円超、引受地又は配達地のいずれかが外国にある信書便の役務の料金の額は重量及び配達地に応じて異なります。

注：平成27年6月12日郵便法及び信書便法の一部を改正する法律が公布され、平成27年12月1日（施行）から、73cm（1号役務）及び800円（3号役務）に変更になりました。